

# 平成20年第2回川崎市議会定例会

## 請願陳情文書表

(その1)

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
34	20. 6. 3	安心してこどもを産み 子育てしやすい街づく りを求める請願	幸区在住 かわさき子育てing ほか 11,702 名	宮 原 春 夫 猪 股 美 恵	<p>市は「子どもの権利条約」に基づいて「川崎市子どもの権利条例」をつくってきました。これを尊重し、すべての子どもたちが健やかに育ち暮らせるよう子育て支援施策を充実させることを求め、5項目について請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育緊急5か年計画を見直し、保育水準を向上させる計画に作り直してください。</li> <li>2 認定こども園を設置する場合は、市の認可保育園の基準と同じにしてください。</li> <li>3 各区に1か所、公立幼稚園を設置してください。</li> <li>4 現在市内で運営されている学童保育を児童福祉法にのっとり、市が責任をもって放課後児童健全育成事業の国庫補助対象になるようにしてください。</li> <li>5 わくわくプラザの開室時間延長に対応し、生活の場としてのスタッフ対応とおやつの改善を図ってください。</li> </ol>	市民委員会

受理番号	受理年月日	件名	請願提出者	紹介議員	要旨	付託委員会
35	20. 6. 4	義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現を図り、教育の機会均等と水準の維持向上並びに行き届いた教育の保障に関する請願	中原区在住 川崎市教職員組合 ほか 4,262 名	嶋崎 嘉夫 織田 勝久 小林 貴美子 佐野 仁昭 猪股 美恵	平成21(2009)年度の国家予算編成に当たり、貴市議会として、次のとおり関係大臣に意見書を提出されますようお願いします。 1 義務教育に係る予算については、地方へ負担を転嫁せず、国による財源確保をすること。また、対象経費の見直し、全額一般財源化や、教職員の給与費等の一方的な政令市移譲など、教育水準の低下につながる制度改悪を行わないこと。 2 義務教育費の教科書無償制度を堅持し、保護者の教育費負担軽減を図ること。 3 ゆとりある豊かな教育を実現するために、学級編成基準の改善、30人以下学級などの少人数学級の実現(特に小学校1・2年生への措置)、小学校高学年における専科教員の配置、中学校における免許外教科担任制度の解消、小規模校の定数改善等の予算を充実すること。 4 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	請願提出者	紹介議員	要旨	付託委員会
36	20. 6. 4	多摩区菅北浦交差点に歩行者信号設置に関する請願	多摩区在住者 ほか 161 名	廣田 健一 飯塚 正良 本間 悦雄 井口 真美 猪股 美恵 山口 和子	<p>多摩区菅北浦2丁目の主要地方道川崎府中線(府中街道)にある菅北浦交差点の南北方向には歩行者信号がありますが、東西方向にはありません。そのため、自転車に乗る人や歩行者は、信号を確かめずに飛び出すことが多く、大変危険です。特に、朝日が当たり、信号が光ってしまうと、車の運転手も歩行者も信号がよく見えません。</p> <p>この交差点の東西方向に歩行者信号を付けるとともに、信号をLED(発光ダイオード)にして、日光が当たっても見えるようにするよう警察と協議をしていただきたいと思います。</p>	市民委員会

受理番号	受理年月日	件名	請願提出者	紹介議員	要旨	付託委員会
37	20. 6. 4	川崎市住民投票条例案に関する請願	中原区在住	竹間 幸一 猪股 美恵	<p>市長も言われるように、4年に1回の選挙だけでは、市民の声が市長や議員に届かない、政策判断に直接結び付かない。</p> <p>住民の声を議会と行政に反映させるというのであれば、住民の声がよく通るように配慮し、いろいろな障害物をつくって、遮断するようなことは、「住民投票条例」制定の本旨、目的に反することになります。</p> <p>はじめから住民の声を押さえつけてしまうような「投票条例」はいかがなものでしょうか。</p> <p>したがって、以下の点について、再検討する必要があると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民発議の条件を資格者総数の50分の1とする。</li> <li>2 住民投票の対象は「市政に係る重要事項」で、規定の署名数を満たしたものを投票の対象とする。</li> <li>3 議会の介入は不可。</li> <li>4 投票日を「選挙」同日としない。</li> <li>5 「条例案」はわかりやすい言葉で書くことを希望します。</li> </ol>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	請願提出者	紹介議員	要旨	付託委員会
38	20. 6. 4	主権者市民にとって使いやすい「住民投票条例」の制定を求める請願	大和市在住者 ほか 3,232 名	竹間 幸一 猪股 美恵	<p>現在提案されている住民投票条例（案）は、私たち市民が期待した内容とは異なり、市民にとって非常に使いにくいものとなっています。</p> <p>私たちは、住民投票条例が真に市民にとって使いやすいものになるよう、以下のことを請願いたします。</p> <p>1 現在提案されている条例（案）を以下の点で改善してください。</p> <p>(1) 住民発議の資格要件を直接請求と同様の50分の1にすること。</p> <p>(2) 市長が「市政の重要事項」に該当するかどうかを判断できる要件を削除すること。</p> <p>(3) 市民が必要な署名数を集めても、「3分の2以上の議員が反対すれば実施できない」という要件を削除すること。</p> <p>(4) 投票期日を選挙と同日に行わず、別個の日時で実施すること。</p> <p>2 市民の意見を十分に反映した住民投票条例にするため、議会で決める前に少なくとも各区で1か所の市民説明会を開催すること。</p>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	請願提出者	紹介議員	要旨	付託委員会
39	20. 6. 4	「川崎市住民投票条例案」に関する請願	川崎区在住者 ほか1名	猪股美恵	<p>私たちは、二度の市民フォーラムで、この「住民投票」問題を討議してきました。そこでは、素案について基本的な疑義から個別の条項の疑義まで、多岐にわたりましたが、5月末に示された「成案」でも疑義は解消されておりません。</p> <p>その疑義のいくつかとして、住民の認知が不足し論議がほとんど行われず、行政と一部議員だけの討議で決定をせず、十分な期間において万機公論に付すこと、拘束力なしで一般的に制約規定だけ付けるのは市の「住民投票」の位置をあいまいにしていること、議会・行政共通で区政改革にも通ずる請願処理の方途を構築すべきこと、市域全体の「市民投票」でなく「区民投票」からの検討をすべきであること、小会派の議員が住民の基本的参政権にかかわれないこと、住民投票の期日を選挙と一緒の投票日にすることは住民の自由な選択を制限するおそれがあることなど提示しますので、ご検討ください。</p>	総務委員会

## 陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
6 2	20. 4. 1	川崎市市民オンブズマン制度の在り方についての陳情	川崎区在住者	<p>私は川崎市市民オンブズマンに対して苦情申し立てをしましたが、川崎市市民オンブズマン制度の在り方について、以下の3事項をご検討の上、勧告してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 川崎市市民オンブズマンは苦情申し立てに対して、原則として市民オンブズマン自身が来訪者と面接し、真摯に事情を聴取すること。</li> <li>2 苦情申し立ての処理日数は原則30日以内とし、30日を超えるものについては、その理由と予定される日数を文書で通知すること。</li> <li>3 川崎市長は、川崎市市民オンブズマン制度の存続について、他の部局との統合も視野に入れて、費用対効果の視点から検討すること。</li> </ol>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20.5.19</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">付託前に取り下げ</div>

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
63	20. 4. 4	虹ヶ丘小学校の通学路 安全対策に関する陳情	麻生区在住 虹ヶ丘小学校PTA ほか4団体	虹ヶ丘小学校の通学路にあたるこども文化センター前の危険な交差点に信号機を設置するとともに、歩行者の交通安全対策を実施してください。	市民委員会
64	20. 4. 4	溝口6丁目マンション 南に隣接するルーヴル 二子新地新築工事に関する陳情	高津区在住者 ほか19名	請願第28号、陳情第60号に関し、今般新たに6階建て44戸のワンルームマンションが二子多摩川パークホームズ式番館の南に建設予定である旨の連絡が来ました。このままでは、溝口6丁目の空き地にどんどん投資型ワンルームマンションが建ち、コミュニティが崩壊しかねません。また、狭い道路を共用することとなり、交通の障害、事故の起きる可能性も高くなってきます。どうか市議会においては、数十年先の溝口6丁目の安寧な生活も考えていただきながら、先ほど提出した請願第28号、陳情第60号とあわせて問題解決を図っていただくようお願いいたします。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
65	20. 5. 16	川崎市市民オンブズマン制度の在り方についての陳情	川崎区在住者	<p>私は川崎市市民オンブズマンに苦情申し立てをしました が、川崎市市民オンブズマン制度の在り方について、以下の 3事項をご検討の上、勧告してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 川崎市市民オンブズマンは苦情申し立てに対して、原則として市民オンブズマン自らが来訪者と面接し、真摯に事情を聴取すること。</li> <li>2 苦情申し立ての処理日数は原則30日以内、30日を超えるものについては、その理由と予定される日数を文書で通知すること。</li> <li>3 川崎市長は、川崎市市民オンブズマン制度の存続について、他の部局との統合も視野に入れて、費用対効果の視点から検討すること。</li> </ol>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
66	20. 5. 29	過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情	東京都江戸川区在住者	農林水産省は農業用漢方植物有機資材を厚生省食品ポジティブリストの基準を借用し、農薬取締法を過剰に拡大利用し、漢方植物有機資材を法律に基づかないで、不法な取締りを地方の関係官庁に行政指導している。よって、農水省はじめ関係部局に対し、(1)適正な法律に基づかない過剰な許認可権の行使や行政指導を改め、許認可権の緩和を早急に実施し、農業生産者が有機資材として、病虫害予防対策に漢方植物有機資材が使用、表示できるよう改善すること、(2)いままで問題のない適正な有機栽培資材業者の復帰、認可し、関係機関に通知すること、(3)行政指導通知先、都道府県及び地方行政に謝罪し、通達関係先にその旨を通知し、周知徹底に努めることを求めるための意見書を関係機関に提出することを陳情いたします。	市民委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
67	20. 5. 30	高齢者の公平な医療受給を求めることに関する陳情	横浜市神奈川区在住 神奈川県保険医協会	<p>高齢者の公平な医療受給が保障される制度となるよう、地方自治法第99条による意見書を国及び神奈川県に提出されますよう陳情いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4月より実施された後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の廃止を求め、国に対して意見書をあげること。</li> <li>東京都や京都府等と同様に、低所得層の保険料負担軽減が図られるよう、経過措置期間等においては、神奈川県や広域連合に対する財政支援措置を行うよう、県に対して意見書をあげること。</li> <li>4月より診療報酬に新たに導入された点数、「後期高齢者診療料」の廃止を求め、国に対して意見書をあげること。</li> </ol>	健康福祉 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
68	20. 6. 2	川崎市住民投票条例の制定に関する陳情	多摩区在住 NPO法人 川崎都市問題市民研究所	<p>現在議会で提案されている住民投票条例案は、市民が期待した内容とは異なり、市民にとって使うことが不可能なものになっています。</p> <p>私たちは、住民投票条例が真に市民にとって使いやすいものになるよう、以下の点について陳情いたします。</p> <p>1 現在提案されている条例案を以下の点で修正してください。</p> <p>(1) 住民発議の資格要件を直接請求と同様の「50分の1」にすること。</p> <p>(2) 市長が「市民の重要事項」に該当するか否かを判断できる要件を削除すること。</p> <p>(3) 市民が必要な署名数を集めても「3分の2以上の議員が反対すれば実施できない」という要件を削除すること。</p> <p>(4) 投票期日を選挙と同日に行わず、別個の日時で実施すること。</p> <p>2 市民の意見を十分反映した住民投票条例にするために、議会で決める前に少なくとも各区で1か所の市民説明会を開催すること。</p> <p>3 そのために、平成20年6月2日から開催する第2回定例会での採決を見送り、継続審議とすること。</p>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
69	20. 6. 2	川崎市住民投票条例 (案)に関する陳情	川崎区在住者	<p>このたびの市議会で審議が開始されるという「川崎市住民投票条例案」は、その基本において、住民に「住民投票」を行わせないばかりか、たとえ行っても様々な制限と問題を持つものであり、以下のような理由をもって、「廃案」にすべきものと考えます。</p> <p>1 条例案第2条第2項において、そもそも市長や議会が意思決定したものに異議を唱えることができることが住民投票発議の前提になることを予定しなければならないことを考えるなら、この条文は基本的に「住民投票」の持つ意味を逸脱した条文であると言わなければならない。</p> <p>2 第4条の住民投票の住民からの発議の成立要件の一つに、投票資格者の10分の1以上の署名が必要とあるが、このようなハードルの高い規定では住民投票を請求することなどほとんど不可能である。</p> <p>3 第6条第2項では、住民投票に付そうとする事項は市長が決めることとあるが、1と同じ理由で認めることができない。</p> <p>4 第12条第3項では、住民からの発議により「住民投票」が行われることになっても、その期日は選挙の期日と同じ日に行うとあるが、選挙と住民投票とはまったく別のものであり、選挙法で厳しく市民の活動が制限されている期間に「住民投票」にかかわる運動などできるわけがない。</p>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
70	20. 6. 3	住民投票条例の6月議会議決をやめ、全市民的討議に付することを求めることに関する陳情	高津区在住者	<p>市は行政主催の一度の市民説明会も開催せず、パブリックコメントの結果も、市長の条例案発表時まで公表しませんでした。条例案が議会に上程された現在も、市民の認知度はきわめて低いというのが実情です。</p> <p>拙速な条例化はかえって有害です。市民説明会を各区で開催するなど、市民に情報を提供し、疑問、批判に耳を傾け、市民みんなで制度を練り上げていくという原点に戻るよう市議会の特段の尽力をお願いするしだいです。</p>	総務委員会
71	20. 6. 3	「川崎市住民投票条例」についての陳情	高津区在住者	<p>「住民投票条例」について市民への啓発・理解を促進し、市議と市民の意見交換の場を設け、条例が直接民主主義の理念に基づいて市民の市政参画ができるものとする。そのため、今市議会での拙速な採決・決定をしないことを求める。</p>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
72	20. 6. 3	「住民投票条例(案)」 の改正を求める陳情	高津区在住 自治市民・かわさき	<p>市民が重要な市政の決定に直接参与できる住民投票とするために、以下のことを陳情いたします。</p> <p>1 現在出されている住民投票条例(案)については、市民から数々の疑問が出されています。市民から出されている問題点を公平に広報し、各区で公開討論会をもち、市民を加えた検討会で再度素案を練り直してから、再提案してください。また、市議会におかれましても十分な審議を尽くし、全会一致を原則としてください。</p> <p>2 現在提案されている住民投票条例(案)については、以下のように修正してください。</p> <p>(1) 住民の請求の資格要件を、直接請求と同じ50分の1にする。</p> <p>(2) 市長が「市政の重要事項に該当する」かどうかを判断するという項目を削除する。</p> <p>(3) 重要事項としない項目から「その他住民投票に付することが適当でない認められる事項」を削除する。</p> <p>(4) 市民が必要数の署名を集めても「3分の2以上の議員が反対すれば実施できない」という項目を削除する。</p> <p>(5) 投票期日は選挙と同日に行わない。</p> <p>(6) いかなる立場の市民にも情報を公開し、公平に意見を広める手段を市が提供する。</p>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
73	20. 6. 3	住民投票制度に関する陳情	高津区在住者	<p>「住民投票制度」案が、6月2日、議会に提案され、委員会審議はわずか2回、しかも小会派には発言の機会もないと聞き、驚がくしました。民主主義は、少数意見を大切に審議をし尽くすことこそが大切です。</p> <p>以下、2点を是非ご審議くださるようお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 猪股美恵議員ほか小会派議員の発言を保障すること。</li> <li>2 高齢者医療制度の二の舞となる拙速な条例化は絶対に避け、すべての住民に周知・徹底させ、討議する機会、すなわち「市民自治の基本」を議会の責任において保障すること。</li> </ol>	総務委員会
74	20. 6. 4	住民投票条例案の修正に関する陳情	川崎区在住者	<p>住民投票制度の本質に反する市長提案の住民投票条例案について、発議に当たっての市長の審査や議会の拒否権の規定、住民投票の特色・利点を生かすためには、選挙と同時に実施するとの規定及び公職選挙法と同じ規則を加えるとの規定は削除する必要があります。</p> <p>つきましては、修正案を作成し採択してください。</p>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
75	20. 6. 4	職員寮ケアホーム・グループホーム計画は見直し、直営の入所施設として整備することに関する陳情	中原区在住者	<p>現在、リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画の一環として、「職員寮グループホーム」が実行に向けて具体化が図られようとしています。</p> <p>「職員寮」は設備構造的にも問題があると聞いています。このような不安定な施設に私たちの家族を入れたくはありません。再編整備の間は、グラウンドに仮園舎を設置するなど別の方法で対処してください。</p> <p>また、この「グループホーム」が指定管理者にゆだねられると聞いていますが、経費削減を目的としている指定管理者による運営では、不十分な条件にいつそう拍車がかかるのではと危惧しています。</p> <p>そこで、私たち利用者・家族は次のことを陳情します。</p> <p>1 陽光園・明望園入所者の行き先として職員寮をグループホームに再活用することはやめて、直営の福祉施設として別の場所に整備してください。</p>	健康福祉 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
76	20. 6. 4	再編整備に係る陽光園・明望園の新施設及びびしいのき学園の今後に関する陳情	中原区在住者	<p>リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備基本計画はわずか1か月間の「パブリックコメント」期間の後、「基本的には多くの市民の賛同」を受けて、3月末に決定したと説明されています。ところが、パブリックコメント期間中に私たちが求めた説明の場の保障については、わずか1回しか応じていただけていません。私たちは計画内容に書かれている障害者自立支援法など分からないことがいっぱいです。</p> <p>市の担当部局は「パブリックコメント」により「市民の賛成をいただいている」ので具体化する段階で説明するとして、再三の計画に対する説明要請にも応じていただけていません。どうか私たち当事者や家族の不安を解消するためにも、陽光園及び明望園の入所者及びびしいのき学園についての願いをお聞きいただくよう市議会としてお取り計らいください。</p>	健康福祉委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
77	20. 6. 4	住民投票条例の審議に関する陳情	高津区在住者	<p>市長より議案第74号として提案された川崎市住民投票条例案について、以下の対応をとることを陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 川崎市住民投票条例案に含まれる問題点を徹底して洗い出す議論を行い、議案に対して拙速な結論を出すことは避ける。</li> <li>2 議会として『川崎市住民投票条例』検討プロジェクトチームを発足させ、洗い出された問題点を集中的に討議する。</li> <li>3 討議内容を公開して市民の意見を聞き、合意形成に努め、得られた「プロジェクト案」を、早ければ次回、遅くても次々回の定例会に上程する。</li> <li>4 最終的に、議案第74号も含めて議会で審議を行い、意思決定に導く。</li> </ol>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
78	20. 6. 4	議案第74号「川崎市住民投票条例の制定について」の取り扱いに関する陳情	多摩区在住者	<p>住民投票条例の制定自体には、住民として賛意を表する者ではありますが、今回提出されている議案第74号の内容は、住民側に対する制限が極めて厳しく、このようなものを制定しても住民思想の反映には役に立つとは思われず、かえって行政側の恣意を助長するおそれさえ感じさせます。</p> <p>すべからく、本議案は廃案とされ、市民の意見を取り入れられた形で再提案されることを望むものであります。</p>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
79	20. 6. 4	住民投票条例の拙速な議決を行わず、市民の権利である住民投票条例にふさわしい多くの市民討議の機会を設けることを求める陳情	麻生区在住者	<p>住民投票条例は、間接民主制では市民の意思が反映できないところをカバーするものとして、主権者である市民が直接、意思表示する手段として考えられています。したがって、この条例の中心は市民の主権を保障するものであるはずです。</p> <p>現在、市議会へ提案されている川崎市住民投票条例案は、住民発議の資格要件（第4条）が高すぎるため、住民発議の機会を狭めること、住民投票に付することができる重要事項（第2条）の規定があいまいであること、及び議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときは実施しなくてもよいという第12条の規定について、大きな疑問があります。</p> <p>それとなにより、この条例案についてのパブリックコメントは募集したものの、市主催の説明会は一度も行われておりません。多くの市民の知らないところで、「住民投票条例」が制定されるという、本末転倒なことが起こらないように、少なくとも各区1回の説明会と討議の場を設けるよう陳情いたします。</p>	総務委員会